

(三) 法

律 (平成十二年六月七日

法律第一百十一号)

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部
を改正する等の法律

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律

(社会福祉事業法の一部改正)

第一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会福祉法

目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条―第十二条」を「第七条―第十三条」に、「第十三条―第十六条」を「第十四条―第十七条」に、「第十七条・第十八条」を「第十八条・第十九条」に、「第十九条―」を「第二十条・」に、「第二十八条の二」を「第三十条」に、「第二十九条―第三十三条」を「第三十一条―第三十五条」に、「第三十四条―第四十三条」を「第三十六条―第四十五条」に、「第四十四条―第五十三条」を「第四十六条―第五十五条」に、「第五十四条―第五十六条の二」を「第五十六条―」

「第七章 社会福祉事業(第六

第八章 福祉サービスの適切

第五十九条)に、「第七章 社会福祉事業(第五十七条―第七十条)」を 第一節 情報の提供等(第

第二節 福祉サービスの利

第三節 社会福祉を目的と

十条―第七十四条)

な利用

七十五条―第七十九条)

に、「第七章の二」を「第九章」に、「第七十条の二―

用の援助等（第八十条―第八十七条）

する事業を經營する者への支援（第八十八条）」

第七十条の五」を「第八十九条―第九十二条」に、「第七十条の六―第七十条の十二」を「第九十三条―第九十八条」に、「第七十条の十三―第七十条の十五」を「第九十九条―第一百一条」に、「第七十条の十六―第七十条の二十」を「第一百二条―第一百六条」に、「第八章 共同募金及び社会福祉協議会（第七十一

「第十章 地域福祉の推進

条―第八十三条）」を 第一節 社会福祉協議会（第一百七条―第一百九条） に、「第九章」を「第十一

第二節 共同募金（第一百十条―第一百二十二条）」

章」に、「第八十三条の二・第八十三条の三」を「第二百二十三条―第二百二十六条」に、「第十章」を「第十二章」に、「第八十四条―第八十九条」を「第二百二十七条―第二百三十一条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第二条第二項第一号中「にいう」を「（昭和二十五年法律第四百四号）に規定する」に、「収容して」を「入所させて」に改め、同項第二号中「にいう」を「（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する」に改め、同項第六号中「公益質屋又は」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号中「にいう」を「に規定する」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「にいう」を「（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「にいう」を「（昭和二十四年法律第二

百八十三号)に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「にいう」を「(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項第二号中「児童福祉法にいう」を「児童福祉法に規定する」に改め、「児童短期入所事業」の下に「障害児相談支援事業」を加え、「同法にいう」を「同法に規定する」に改め、同項第七号を同項第十三号とし、同項第六号中「その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として」を削り、「利用させる等、当該」を「利用させることその他その近隣地域における」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

第二条第三項第五号の二中「にいう」を「に規定する」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号を同項第八号とし、同項第三号の三中「にいう」を「に規定する」に改め、

同号を同項第七号とし、同項第三号の二中「にいう」を「に規定する」に、「知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業」を「知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者サービスセンターを経営する事業」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「身体障害者福祉法にいう」を「身体障害者福祉法に規定する」に、「又は身体障害者短期入所事業、同法にいう」を「身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業又は手話通訳事業、同法に規定する」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の三中「にいう」を「に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「母子及び寡婦福祉法にいう」を「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する」に、「同法にいう」を「同法に規定する」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項第一号中「にいう」を「に規定する」に改め、同項第二号中「前項第七号」を「前項第十三号」に改め、同項第四号中「第五号」を「第九号」に、「收容保護」を「入所させて保護」に改め、「二十人」の下に「（政令で定めるものにあつては、十人）」を加え、同項第五号中「前項第七号」を「前項第十三号」に改める。

第三条を次のように改める。

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第三条の二を削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者